

総合評価の方法（評価基準等）について【簡易型Bタイプ概要版】

1 総合評価の方法

(1) 総合評価の方法は、次の式により算出して得られる数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

$$\begin{aligned} \text{評価値}^* &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格（単位：百万円）} \\ &= (\text{標準点} + \text{技術加算点}) \div \text{入札価格（単位：百万円）} \end{aligned}$$

*評価値の有効数字は、5桁とする。

(2) 標準点とは、要求する要件を最低限満たしている技術提案等について与える点数（100点）をいう。

(3) 技術加算点とは、規定する評価項目及び評価基準により算出される点数をいう。

2 評価項目及び評価基準（簡易型Bタイプの場合）

(1) 企業の施工能力

評価項目		評価内容	評価基準	配点
企業の施工能力	施工実績	国土交通省、農林水産省（林野庁を含む。）及び富山県（以下これらを総称して「国等」という。）並びに黒部市（以下「市」という。）が発注した市内工事にあつて、入札公告で指定する期間の <u>1/2</u> の期間（年度単位）における同種工事の実績の有無（注1）	あり	5点
			なし	0点
	工事成績	発注年度の前4箇年度及び当該年度の当初から直近四半期までの期間における同種工事に係る工事成績評定点の平均点（注2）	85点以上	30点
			85点未満 75点以上	20点
			75点未満 65点以上	10点
			65点未満	0点
	ISO等認定	技術資料提出時における ISO9001 と ISO14001（又はエコアクション21）の取得の有無（注3）	双方取得	10点
			片方取得	5点
			無し	0点
	配点計			

(注) 1 「施工実績」は、国等及び市が発注した市内工事のうち、契約金額が500万円以上で、かつ、工事成績評定点が65点以上の工事を対象とする。

2 「工事成績」は、原則として市発注工事のものとするが、市発注工事の実績がない場合においては、同期間における富山県発注工事のものとする。

3 技術資料提出時の締切日時点において、認定の有効期間内にあること。

(2) 企業の地域性・社会性

評価項目	評価内容	評価基準	配点	
企業の地域性・社会性	主たる営業所の所在地	地区内（注1）	10点	
		市内	5点	
		市外	0点	
	災害協定	黒部市建設業協会への参加の有無（注2）	あり	5点
			なし	0点
	除雪契約	当該年度の前2年度における受託実績の有無（注3）	あり	10点
			なし	0点
	配点計			25点

(注) 1 地区内とは当該工事場所を含む地区である。

2 黒部市と黒部市建設業協会との間で「災害時における応急対策業務に関する協定書」を締結しており、協会加入事業者は災害時対応等において市に貢献し、信頼性が高いと考えられることから、加点するものとする。

3 市又は国等と除雪業務又は凍結防止剤散布業務に関し契約を締結した契約書等の写しを添付することにより、加点するものとする。

(3) 技術加算点の算定について

技術加算点の満点は、10点とする。よって、(1)及び(2)により算出された配点点数の合計を、次の式により割り変えた点数が技術加算点となる。

$$\text{技術加算点} = \text{各企業の点数} \times \text{技術加算点の満点} \div \text{配点点数の満点}$$

3 総合評価方式による落札者の決定方法

(1) 落札者は、次の要件を満たす入札参加者のうち、評価値が最も高い者とする。

ア 要求する要件を最低限満たしていること。

イ 入札価格が予定価格を超えていないこと。

ウ 最低制限価格を設けたとき、当該価格を下回らないこと

エ 評価値が、次の式により算出して得られる基準評価値を下回っていないこと。

$$\text{基準評価値} = 100 \text{点（標準点）} \div \text{予定価格（単位：百万円）}$$

(2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とする。ただし、入札価格が同額である場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

4 技術資料の提出について

(1) 技術資料の提出書類は入札公告で指定する。

簡易型Bタイプの場合：総合評価技術資料様式第3号及び様式第5号

(2) 技術資料は、入札公告で指定した入札書に添付するその他の書類とともに、提出期限までに黒部郵便局に到着するよう手続きを行うこと。

(3) 提出する技術資料の様式は、市ホームページに掲載する。

5 その他

- (1) 工事成績の審査にあたっては、該当する工事に係る工事成績評定点の平均の小数点第1位の数字を四捨五入して得られる整数で行う。
- (2) 提出書類等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、総合評価方式による入札以外の目的には使用しない。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) その他記載の無い事項については、黒部市公共工事総合評価方式試行要領に基づき行う。

6 問い合わせ及び書類提出先

〒938-8555

富山県黒部市三日市 1301 番地

黒部市役所総務企画部財政課契約検査係

電 話 0765-54-2111 (内線 3123、3124)

F A X 0765-54-4461